

令和6年 第2回総務経済常任委員会会議録

令和6年1月31日 議員控室

○事 件

所管課報告事項

- (1) 鉛川観光施設関係（浄水及び温泉設備改修工事費の精査）について
（商工観光労政課）

○出席委員（8名）

委員長	安 藤 辰 行 君	副委員長	牧 野 仁 君
	横 田 喜世志 君		大久保 建 一 君
	関 口 正 博 君		宮 本 雅 晴 君
	倉 地 清 子 君		三 澤 公 雄 君

○欠席委員（0名）

○出席委員外議員（6名）

議長	千 葉 隆 君	副議長	黒 島 竹 満 君
	佐 藤 智 子 君		赤 井 睦 美 君
	齊 藤 實 君		能登谷 正 人 君

○出席説明員（5名）

商工観光労政課長	井 口 貴 光 君	商工観光労政課長補佐	南 川 隆 雄 君
労政係長	渡 辺 直 樹 君	総務課長	竹 内 友 身 君
財務課長	川 崎 芳 則 君		

○出席事務局職員

事務局長	三 澤 聡 君	事務局次長	成 田 真 介 君
------	---------	-------	-----------

[開会 午前10時00分]

◎ 開会・委員長挨拶

○委員長（安藤辰行君） おはようございます。

これより総務常任委員会を開催いたします。委員長挨拶はありますが割愛させていただきます。よろしく願いいたします。

◎ 所管課報告事項

【商工観光労政課職員入室】

○委員長（安藤辰行君） 早速、報告事項に入りたいと思います。

それでは一番の鉛川観光施設の関係について、商工観光労政課より報告よろしく願いいたします。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） まず商工観光労政課からの報告に対しまして、委員の皆様、大変ご多忙のところ、急遽、常任委員会を開催していただきましてありがとうございます。本日、商工観光労政課からご報告させていただきますのは、鉛川観光施設関連、浄水及び温泉設備改修工事費の精査についてでございます。

資料の1枚目をご覧ください。1月11日開催の総務経済常任委員会において、町が発注予定の浄水及び温泉設備改修工事の予算予定額に対して、高額ではないかというご意見を多くいただいていたことから、委員会での意見を踏まえて内部で協議した結果、工事予算予定額等について精査を行うこととし、予定していた令和6年第1回臨時会での補正予算の上程を見送らせていただいたところでございます。

精査した内容等について、資料に沿ってご説明させていただきます。

(1)の精査した内容でございます。①鉛川地区の環境と想定している浄水装置について、②工事予算予定額について、③資材の納期状況についての3項目について、どのような状況であるかを確認したところであります。どのような状況であるかについては、(2)の状況確認で整理しております。①鉛川地区の環境と想定している浄水装置についてであります。

一つ目。鉛川地区は、以前、鉱山であったこともあり、地下水には鉱物や硫黄物が含まれている可能性が高い状況にあります。この状況から、井戸を掘って水を確保できればよかったのですが、当時から沢水を利用して現在に至っているところであります。

二つ目。沢水は、動物の糞尿や死骸、大腸菌などの細菌、エキノコックスなどの寄生虫や微生物、降雨による濁りなどの影響があり、季節や状況によって水質が変化することから、これらに対応する専用の浄水装置が必要となります。

井戸水は、水質が安定しているのに対して、沢水は水質が安定していないという状況にあります。

三つ目。現在の浄水装置は膜ろ過方式で、全ての水量を飲用水用に浄水処理しておりますが、新たに予定している浄水装置は急速ろ過方式で、更に飲用水と飲用水以外に区別し、浄

水処理を行うこととしております。飲用水として使用する水は、身体に影響がないようにろ過処理を行い、また、温泉の温度を下げるために加水するなど、飲用水以外に使用する水は、異物除去と殺菌という一次処理で使用するとし、用途及び使用水量に応じて効率的に処理することとしております。

次に、②工事費予算予定額についてであります。

これまでの常任委員会において、金額が高いというご意見や、民間発注したら安くなるのではというご意見がございました。現在の状況について、設計事業者から情報としていただいているものをお示ししております。公共工事費と民間工事費の状況については、比較しても大きな差はない状況にあるとのことです。

資材によっては公共工事単価よりも民間工事のほうが高いものもあり、逆転している状況にあるとの情報をいただいているところであります。

次に、③資材の納期状況についてであります。

ロシア・ウクライナ問題の影響により令和4年に入ってから原材料の高騰や品薄状態が続いており、建築・設備関係の幅広い資材において、納期遅れが発生している状況が続いております。

一つ目。昨年12月現在、令和5年第4回定例会で予算補正を予定していた際においては、資材の納期遅れを考慮し、早期の契約締結、資材発注を可能とすることで、工事期間を6ヶ月間と想定をしていたところであります。

二つ目。資材の納期遅れは現在も改善しておらず、特に電気制御盤やインバーターなどの電気関係資材においては、納期が10か月程度必要となるとの情報があります。

以上が状況を確認した内容でございます。

裏面に移りまして、(3)確認結果として、ただ今ご説明しました状況を踏まえて、精査した結果を整理しております。

①鉛川地区の環境と想定している浄水装置については、鉛川地区の環境に対応するための専用の浄水装置を想定しており、浄水方法も用途及び使用水量に応じた仕組みであり、適正な内容であると判断をしております。

次に、②工事予算予定額については、工事に係る実施設計に基づいて、町が公共工事単価を使用して適正に積算を行っており、浄水及び温泉設備改修工事においても同様、適正に積算を行っていることから、予算予定額は妥当であると判断しております。

次に、③資材の納期状況については、現在の納期状況から、納期遅れによる工期の変更も想定する必要があるため、休業補償が工事期間に応じて対応できる柔軟な予算の確保が必要であると判断しているところであります。

以上が、確認、精査した結果でございます。

次に2の予算関係の予定、精査後の予定であります。

(1) 令和5年度予算補正については、1月24日の第1回臨時会での上程を予定しておりましたが、これを2月5日の第2回臨時会への上程を予定しております。

補正の内容については、前回の常任委員会でご説明しておりますので割愛させていただきます。

(2) 令和6年当初予算については、4月から休業補償を行う必要がございますので、浄水及び温泉設備改修工事関連の補償補填として、前回の常任委員会では210日分を想定しておりましたが、現在の納期状況や工事期間の長期化の可能性などを勘案し、工事期間に応じた柔軟に対応できるよう、1年分の予算計上を予定しております。

なお、工事期間が短縮されれば、その期間に応じた支出となりますので、柔軟に対応するための予算計上を予定しておりますので、ご理解をお願いいたします。

(3) 令和6年度予算補正として、令和6年第1回定例会を予定している内容でございます。

この補正内容については、事務費のほか、(1)に記載の債務負担行為に基づくものであります。令和6年度予算編成事務のスケジュールを考慮し、令和6年度予算補正にて対応したいと考えているところであります。

以上、鉛川観光施設関連、浄水及び温泉設備改修工事費の精査について、予算の予定を含めてのご報告といたします。よろしくをお願いいたします。

○委員長(安藤辰行君) 今ご報告いただきましたが、これにご意見ご質問はありませんか。

○委員(関口正博君) はい。

○委員長(安藤辰行君) 関口さん。

○委員(関口正博君) 自分は前回ですね、この今回のことに対して、これほどの金額を拠出する公益性はないという判断ですので、本来であればこの中身についてどうこう言う立場ではないということ承知のうえで、今後のために教えてください。

課長の説明の中、資料にもありますが、現在の浄水装置は、すべての水量を飲用水用に浄水処理しているということになっています。ただ今回新たにやるものは飲用水と飲用水以外、雑用水扱いということで、この配慮というのは、おぼこ荘側からの要望ですか。それとも町側からの申し出なんですか。なぜこのようなかたちに変更になるのかちょっと教えてください。

○商工観光労政課長(井口貴光君) 委員長、商工観光労政課長。

○委員長(安藤辰行君) 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長(井口貴光君) 現在の浄水方法、浄水の仕組みですが、全てを飲み水に変えていると。飲み水に全てを変えています、実際は飲み水に使っているものと飲み水ではないものがあって、処理方法としては効率的ではないということで町のほうでは押さえています。なおかつ今の方法は、メンテナンス代が非常に高いと。膜ろ過方式ですので、ろ過剤を取替えるのに、だいたい200万円くらいかかると。それでこれが水質によってはですね、このろ過剤の耐用年数が7年程度ですが、水質によってはそれが早まる可能性がある。なおかつ毎年の保守点検もやっていかなきゃないということで、町としては非常に効率が悪いというふうに捉えております。

それで今回は、その効率の悪さ、それと経費の部分考えた結果、飲み水はそんなに多くは使用しないということで、だいたいは温泉の温度を下げるために加水、そちらに水が使われていると。そういった状況からしたら、全てを浄水処理する必要がないという判断を町のほうでしていると。そういう状況にあります。

○委員(関口正博君) はい。

○委員長(安藤辰行君) 関口さん。

○委員（関口正博君） 要は町側の配慮ってことですよ、向こう側の提案ではないということですね。要は、飲用水というのはより高度な浄水処理が必要です。雑用水は検査も含めてちょっと緩和される部分もあるので、ちょっとこの部分では僕も調べてわからなかったんですけども、旅館ホテル業に対して、こういう沢水とか井戸水を供給することに対して、飲用水と雑用水の区別をしないとないのかなって思ったけれども、そんな法律はないんですね、僕が調べた限りはですよ。あるのかもしれないけれども。

要は今まで1系統で済んでいたものが、2系統作るわけです。当然工事費の精査といいましたが、中身の精査を考えた場合に、現状の1系統でやったほうが当然、様々な工事費は安くなりますよね。これ2系統作ることになりますから。要は貯水タンクにしてもポンプにしても電気設備にしても全て2系統分の工事代がかかるということになるんです。本来は。普通に考えたらですよ。僕らは中身の部分に関しては何も資料を要求していないので、ただこの文面を察するにということにしかならないんですけども。だからこれほどまでの工事量という部分で、ここら辺まで踏み込んだ精査というものは短時間でできるわけもないと思いますが、これは果たしておぼこ荘さんからの要求であるとしたら、または町からの提案なのか、果たして様々な角度から本当に工事費を圧縮するための、要は精査はされたのかなと僕は思うんですね。この部分だけでもですよ。わからないですよ、中身の資料は何にも見ていないし要求もしていないので。それでこれ、要は2系統、おそらくこれ1系統と2系統となると、おそらく1千万円単位のお金が変わってくるのかなって気がするんです。いくらかでも安く使用ってこれ当然税金が投入される話なので、おぼこ荘さんからの配慮、おぼこ荘さんに対する配慮のみで、これほどまでの施しが本当に必要なのかって僕は率直にこの文面だけで感じています。

この辺も含めて、工事内容も含めて建物の中の配管まで2系統です。今まで1系統でよかったものが。だから結構大きな金額が変わってくる気がするんです。これ僕なりの提案というか、そういう部分でも下げる余地があるのかなと。もちろんコストがかかるんですよ。言ったように、飲用水用に処理するには、サイクルコストは相当負担がかかるのは十分配慮、それはよくわかりますが、初期投資を抑えるという部分においては、無駄というわけではないけれども、大きなお金がかかっているなということ、ここから察しさせていただきましたが、その辺の検討をする予定はないですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） まずはおぼこ荘に対する配慮ということに関しては、そういう認識ではないということでお伝えしたいと思います。

それと現在これから新しくしようとしている浄水設備装置ですが、2系統と関口委員がおっしゃりましたが2系統ではなくて、まず処理する方法が何段階に分かれていて、それが1系統になっています。まず引っ張ってきた水を、まず大きな濁りを取るのに沈殿槽という槽にまずその水が入ってきます。それでこの沈殿槽で、ある程度の濁りを取って異物を除去して、そして薬品を入れて加水のほうに流します。それでこの沈殿槽から今度、飲み水用にするのは急速ろ過装置に水を流し込みます。そして急速濾過装置では沈殿槽でとり切れなかった異物や不純物、細菌類ですね。そういったものを除去して、その次に除去した水を洗

浄水槽という水槽に流し込みます。ここで最終の殺菌をして飲み水になると。それで飲み水は処理された飲み水のほかにシャワーに使います。結局、シャワーは人間の身体に入るところにかけてとしたら、そういった細菌類を除去したのを使ったほうがいいということで。なのでこの1系統の中から沈殿槽で一時処理したものを加水に流す。そして飲み水は沈殿槽からろ過装置を通して飲み水にするという方法です。

それでもっとお話をさせてもらえれば、ろ過の種類があつて、現在使っているろ過が膜ろ化方式で、これは高性能なろ過異物のほかにミネラル等の細かいものが除去できるのが膜ろ過方式。本来はそこまでろ過をしなくても良い状況にあるのではないのでしょうかということで、今回はそれよりランクを一つ下げて急速ろ過方式を採用するということとなります。

それと工事費がどの程度安くなるかどうかの部分は確かに図面等はお示しできませんが、精査した中でですね、お知らせいたしますが、たとえば現行の浄水設備をそのまま更新した場合、同じ仕組みで更新した場合と、今回の新しい浄水設備にした場合の工事費を設計事業者にだいたいどれくらいでしょうかと、差があるんでしょうかというふうに確認しました。その確認した結果ですが、確かに設計のほうは終わっているので、業務以外のお願いになりますので、正確の数字はなかなか求めることはできなかつたんですが、だいたいですね、現在のまま更新すると2,600万円くらい高い。なので今回の装置にすることによってだいたいその程度経費を節減することができると、初期投資を節減することができる。なので、ろ過の精度をそこまで必要がないという判断で、町のほうは急速ろ過装置ということで設計を組んでいたところとなります。

ですので、経費の部分2系統というご指摘がありました。2系統ではなくて1系統であるということと、経費については、今回の部分ですとだいたい2,600万円くらいは節減できるのかなと。今回の装置に変えることによって。一応そういう状況でございます。

○委員（関口正博君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 関口さん。

○委員（関口正博君） もとは1系統、要は施設まで持って行く系統は2系統ということですが。これは絶対にありえないですから。1系統ということはないです。元は1系統で諸々の処理するもの。それで処理していずれにしてもタンクに溜めてポンプで送るという方式になるでしょうから、そこは2系統で。それはそういうことであろうかというふうに思います。まずわかりました。

○委員（三澤公雄君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 三澤さん。

○委員（三澤公雄君） 今の説明を聞いていてね、その雑用水、飲用とシャワー以外に使うものは、急速ろ過方式というものにするから、動物の糞尿や死骸、大腸菌などの細菌、エキノコックスなどの寄生虫の問題はある程度クリアされる。雑用水であってもクリアされるということなの。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） まず飲用水は急速ろ過方式でやっていくと。飲用水とシャワー。

○委員（三澤公雄君） 飲用水とシャワーが膜ろ過じゃないの。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 今現在は膜ろ過。それでその膜ろ過を急速ろ過方式に現在はランクを落とすということで、飲み水以外については一時処理したもので十分だという判断です。結局、体の中には入っていない水ですから、その部分については急速ろ過を通さず、一時処理の沈殿と濁りの原因の物質の沈殿と異物を処理して殺菌して使用するという仕組みでございます。

○委員（横田喜世志君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 横田さん。

○委員（横田喜世志君） 設計でそういうふうにするというのが、今回初めて聞いた気がするんだけど、それはそれとしてそっちのほうが安いという答弁でもあるので、飲み水の質を若干落とすとしても、それでクリアすることなんだろう。それでね、飲み水と雑用水の必要水量というのはだいたい目処はついてるんですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 使用水量についてですけども、現在の使用水量をちょっと押さえていますのでお知らせいたしますが、去年のデータになりますが、あそこの施設、お風呂と宿泊施設がありますが、そちらで使用している1日の量をデータとして押さえております。それで、最低の使用水量、去年の最低の使用水量は、これは全くお客さんが入っていない日とかという日になると思いますが、1日で14t、そして今度は、最大の使用水量ということで1日の最大の使用水量は141t、平均しますと1日でだいたい76t、80t程度が平均して使用する水の量となっております。それで今回の浄水装置ですが、今の装置もそうですが、1日の処理量というのが機械で処理の量が決まっております。現在は1日100t処理する、膜ろ過で100tを処理できる能力の機械を付けております。ただ年数が経過しているということで、現在は90t程度しか処理できていない。それで繁忙期になると漏水をする。水が足りなくなってしまうという状況が頻繁に発生しているという状況です。それで新しく予定している浄水装置についても、処理量は1日100t、同じ処理量でございます。

それで今回は急速ろ過ということですので、ろ過する時間が今の膜ろ過より短縮される、そういった装置であります。なので急速という言葉を使っている装置です。ですので、膜ろ過方式より急速ろ過のが処理できる量が多いので、一時的に水が使用したとしても補給する時間が短縮できるというような内容になっております。

○委員（横田喜世志君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 横田さん。

○委員（横田喜世志君） 最初の給水設備に対して採水地からずっと直していくような計画の話だったと思うんですけども、そこからの給水管の長さ、それから処理した水の配水管の長さがわかれば教えていただきたいと思います。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

- 委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。
- 商工観光労政課長（井口貴光君） 詳細についてはですね、今現在、資料もありませんし、今のご質問にお答えするとなると技術的な部分があると思いますので、ちょっとお時間が必要になるのかなと。今すぐはお答えできない状況です。
- 委員（横田喜世志君） はい。
- 委員長（安藤辰行君） 横田さん。
- 委員（横田喜世志君） そしたら温泉施設には雑用水供給という格好になるんでしょうけれども、なんだろう、さっきの話でいくと、今現在のレクリエーションセンターの配管も替えるような雰囲気じゃべっていたんだけど、現実にはレクリエーションセンターというのは、ひらたさんのものであって町のものではないので、その配管を云々って話にはならないと思うんだけど、その辺はどうなの。
- 商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。
- 委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。
- 商工観光労政課長（井口貴光君） 今、町で実施しようとしている工事は、施設に入るまでの管工事になります。ですので浄水装置から系統と先ほど言葉を関口委員おっしゃっていましたが、その建物から確かに管は何本も出て行っています。温泉施設に行く管、露天風呂に行く管と、単純に考えるとそこからは系統が分かれています。それで横田委員がおっしゃったご質問では、建物の中の配管については町はやらないことで当初から考えております。以上です。
- 委員（横田喜世志君） はい。
- 委員長（安藤辰行君） 横田さん。
- 委員（横田喜世志君） 今お湯の話も出たので、ついでに源泉の深さってどれくらいあるんですか。
- 商工観光労政課長（井口貴光君） ちょっとお時間ください。
- 委員長（安藤辰行君） はい。
- 商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。
- 委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。
- 商工観光労政課長（井口貴光君） 現在の井戸2本ございまして、平成13年に掘削した井戸があります。それがその井戸からは内風呂にお湯を供給しています。深さについては168m、そしてもう1本の井戸が平成16年に掘削した井戸で、こちらは露天風呂に温泉を供給しています。深さが150mです。以上です。
- 委員（横田喜世志君） はい。
- 委員長（安藤辰行君） 横田さん。
- 委員（横田喜世志君） 先ほどの給水量、100t処理できる装置が今ついているということなんですけれども、なんかすごい量使っていますよね。考えられないような量だと思うんですけども。たとえば他の上水道使っている業者と比べてもね、最大の時でも4倍5倍の水量を使っている計算になるんですよ、ほとんど垂れ流してると思わさるんですけども、なぜそんなにたとえばあそこの温泉に表示されている源泉の温度、そんなに高くないんですよ。それなのに薄める水が必要なのかな。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） すごい量の水という判断ですが、基準がちょっと分からなくて、何を持ってすごいのかという部分をちょっと逆にお聞きしたいんですが、まずは141 t最大で使うというのは、あそこはやはり温泉施設と宿泊施設があるということと、もう一つは温度を下げるための加水で使っているということですので141 tが全て人間に使われているかとなると、人間の水として使われているということではないということです。

あとそれと温度については、47.4℃、温泉の分析書47.4℃という温度ですからこれを47℃のお風呂に入れるかとなると厳しいのかなと。ですので量的にはそういった使い方をしていくという状況にあるということでご理解をお願いいたします。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 大久保さん。

○委員（大久保健一君） 今、水の話になっていたんですが、安全・安心な水を町民に対して届けるというのは自治体の責務なのかなというのは水道法に書いていますよね。だからある程度お金がかかってもやむを得ないのかなって私は個人的に思っていたんですが、今現在あるたとえば銀婚湯さんとか、そういう山にあるような施設で、水を町の予算によって届けていない施設ってあるんですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） ちょっとですね、詳しくは把握していないというのが現状ですので、その辺についてはお答えできないなという、大変申し訳ございません。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 大久保さん。

○委員（大久保健一君） いろいろな補助の部分を分けて考えるのであれば、水道法の第2条責務というところに地方自治体の責務って書いていますよね。なので、ある程度安全な水を届け、自治体側は届けると。望んだ町民に対しては届けるということが責務であると書かれているので、その辺は仕方ないのかなって感じで、それで関口さんの質問を聞いて思うんですが、飲用水と飲用水じゃないものを分けた場合と、分けなかった場合とではコストはどれくらい変わってくるんですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） コストに関してですが、まず1日に処理できる量が100トンって決まっているので、その部分は変わらないんじゃないかなと。処理する量が変わらないんじゃないかと思しますので、あとは今回一時処理で加水のほうに使っている。それで飲み水は飲み水でろ過を通すって方法でなりますので、飲み水のほうのろ過処理を減らさないようにですね、そういったことで今回のろ過の仕組みを考えた。今までは加水に全部使われていたのだから飲み水が足りなくなっていたということで、今回はそれをやる必要がないので一時処理と、ろ過と、その装置の中で仕組みを分けたということです。

○委員（大久保健一君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 大久保さん。

○委員（大久保建一君） じゃあコスト関係なく飲み水をちゃんと確保するためには、そういう方式を取るしかなかったということですか。理解しました。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 今、先ほどの大久保委員の質問で銀婚湯さんの水の状況ですけれども、飲み水については水道で町が供給していると。そしてお風呂に関しては川水を使っているということを今確認できたのでお伝えいたします。

○委員（大久保建一君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 大久保さん。

○委員（大久保建一君） そしたらあそこまでの山間部に水道を施設して引っ張っていると。だから言っちゃ悪いけれどもコストの問題ではなくて、安全な水を町民に届けるというのは自治体としての義務だから行っているという考えなんですね。そういうことでいいんですね。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 銀婚湯さんのほうは民家もありますし水道でもって町は安全な水を供給していると。鉛川については峠の中間部に位置するというので民家もない中で水道をあそこまで引っ張っていくというのは現実的ではないと当時は判断されたのかなと。そういった中で沢水。あそこに鉛川という鉱山があったという環境から井戸も掘れない、川水も使えないといったことで沢水を利用して、そして浄化をしなければ使えなかったと。浄化することによって安全な水を供給していると。こういったご理解でよろしいと思います。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 倉地さん。

○委員（倉地清子君） いろいろ回数重ねて勉強させてもらって、すごく理解しようと思って今まで来てるんですけども、また新たな資料を見たときに、公益性という言葉がずっと言ってこられて、あとは歴史的背景、このことでずっときて、それが押し通されるかたちになっているのかなと思っているんですが、理解するために聞かせてもらうんですが、これだけの理由で、この休業補償、延ばせば延ばすほど増えていきますよね。ここまでしないとならない深い理由というのを、本当はそれだけではないのかなとっていて考えるんです。

それで今、課長がいる商工観光労政課の前のことで、一体何が起こったのかということのをすごく考えてやりとり、要は人と人とのやり取りが町がしないとならないのか、おぼこ荘がしてくれとなってやらざるを得ないことではない。これは公益性ということで行くんですね。なんていうんだろう、休業補償をここまでする手厚い、ちょっと理解がやっぱり難しいなと思っているんですが、もう1回説明してもらっていいですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 休業補償の考え方ですが、公益性があるなしは休業補償に関してはその部分に関係ないということでご理解していただきたいと思います。ただ休業補償、補償ということから考えますと、何でもそうですが、自分が何かすることによって相手に損害を与えたという部分に関しては当然、補償が発生すると。行政の場合は行政事務で違法なことでもって相手に損害を与えると国家賠償の責任になってきますし、行政事務として適法な事務の中で何か不都合があったり損害を与えた場合は今の補償、補填といったかたちになるので、そういった部分から考えたら今回、工事をすることによって水と温泉を供給できなくなってしまうということであれば、当然、営業ができないということになりますので、その部分は町の工事でもってそういった状況になるということであれば補償するという考え方は当然なのかなというふうに町は理解しています。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 倉地さん。

○委員（倉地清子君） 要するに、町の施設から通っているから、そこを止めてしまうと何もできないということでもんね。それで要するに公益性の話に戻るんですが、もしこれをこのまま押し通してという言い方はおかしいですが、これをやっていくとなったとして、公益性というのであるならば、事業者側の町民に対する還元とかがないと公益性って言えないのかなと思うんですが、その辺はたとえばですよ、宿泊費を極端の話、無料とか、どんな待遇かわからないけれども、そういうことまできちんと約束できないと、納得する町民は少ないと思うんですが、その辺は話はされているんですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 今の公益性の部分で倉地委員がおっしゃった町民還元の部分は、これまでの委員会の中でも数回話題に、質疑をいただいております、お答えをしているんですが、これまで事業者との協議の中でですね、常にその部分は、町からもお話をしていますし、事業者からもそういう意識があるという部分はお話をいただいております。ですので、それがどういったかたちで町民還元されるかという部分に関しては、事業者がもしそうなった場合に考えていくことだろうと思いますが、具体的に何かという部分は、町としては申し上げることはできませんが、意識としては非常に強く事業者は思っているという感覚は私は受けています。町民還元に関して。

○委員（倉地清子君） ちょっと時間をください。

○委員長（安藤辰行君） ほかにありませんか。

○委員（横田喜世志君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 横田さん。

○委員（横田喜世志君） 今の倉地さんの休業補償の部分に関してですが、たとえば資材の納期遅れがあって、電気関係については、10 か月程度必要となるのかもわかっているわけですよ。ということはそろってから工事したら基本的に迷惑かける期間が少ないということになりますよね。それを一番最初に最大限見てという言い方だけれども、だからたとえば、今やって全部資材が揃って工事したら、たとえば2か月とかで済んだら2か月分だけで済むことになりますよね。それからもしくは、今の設備のあるところとの場所を変えて、た

たとえば隣に作ったりとかしたら今の施設を使いながら工事ができるということになりませんか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） まずは休業補償の日数に関してですが、横田委員が納期のことを考えたらってご質問ですが、当然、町のほうでも議論しています。その結果、昨年の12月の定例会での予算補正と。そういったスケジュールが一番短縮できるだろうというふうにして常任委員会のほうでもご説明、ご提案を申し上げてきたと。そういった中でいろいろご質問を受けた中で現在に至っているという部分は、委員もご理解いただいていると思うので、そういった部分に関しては休業補償が長くなって、今回も365日分の休業補償を柔軟に対応するために予算として確保したいとご説明させていただきましたが、10か月間納期がかかるということで、物が納まってから工事を始めますので、どうしてもそれ以上かかってしまうのが現状であります。

それから工事の仕方、別の場所にそれを建てて、完成してから今のものを解体するといったご質問。これについても町のほうでも議論しています。場所的に今の場所がなかなかスペースが取れないということもあったので、実際に議論した中身は仮設の浄水装置をつけたらどうかって話も町では議論しています。

その結果ですね、仮設をつけたとしても浄水装置を設置するということには変わらないですから、やはり億単位の仮設料がかかる。2倍の経費がかかってしまうということからしたら仮設は現実的ではないですねということから、今現在に至っているという状況でございます。

○委員（横田喜世志君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 横田さん。

○委員（横田喜世志君） いやいや話は仮設の話じゃないよ、俺が言ったのは。新しく浄水設備を隣に作れないかって話だよ。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 先ほどもご答弁申し上げたんですが、スペース的な部分はあそことしてはなかなか難しいということも含めて今ご答弁申し上げたということでご理解をお願いいたします。

○委員長（安藤辰行君） ほかにありませんか。よろしいですか。

○委員（黒島竹満君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 黒島さん。

○委員（黒島竹満君） 先ほどから聞いてたんだけど、1日の使用量100t。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 最大。

○委員（黒島竹満君） 100tも使ったら大変な金額。町水道で今リッターあたりなんぼなの。それが1か月1日100tも使ったらとんでもない金額になるよ。その辺はもうちょっと調べてもらわないと。うちあたりだってそんなに使わない。そんなに使ったら大変な話になる。それと今のひらたない荘だって、川から水を入れて加水してるわけだよな。だからそう

ということだって考えたのかどうなのか川水でき、ひらたない荘のものはさ、加水してるんだよ。そして養殖場から、下に引っ張っているハウスだとか老人ホームだとかに引っ張って行ってるんだよ。温泉を。それをそれこそ使わせてるわけだ。だからもっとやっぱりその辺がさ、まず使用数量、本当にこれ1日最大100t使ってもさ、使わなくても何トンって言った。全く人は言ってないとき。14tでしょ。14tにしたってさ、大変な量だよこれ。金額的に。それを仮に今使用料としての月なんぼとってるの。私たちのところはさ、逆にさ、それこそ使用料20万から払うときあるんだよ。そういうことも考えたときに、ちょっとそれはちょっと使いすぎとか行き過ぎだと思うんだよね。量によって機械の施設でもタンクでも一回恐らくタンクに貯めると思う、必ず。それからポンプアップしないとないから、だから結局、風呂だけでもいいから、そういうのをできてるならやっぱり図面でもなんでも出してさ、風呂くらいはこういうかたちに、こういう施設だってくらいはさ、説明したっていいんじゃない。今まで役所工事で図面も出さない、それこそそういう説明もしないということではなかったでしょ。何やっても必ず図面とか出してきてる。それも出されないって話はないでしょ。金額は100%どうすれこうすれって言ってるわけではないでしょ。そして、今町の発注工事はさ、事前交渉で全部出すんだよ、金額。だから入札前だから出されないとかそういう話にはならないんじゃない。図面だとかこういうシステムだよとか、それくらいはちゃんと出せるわけでしょ、何も分からないでしょ、言葉でいってもさ、実際の関口君はわかるよ、設備屋さんだから。だからほかの人ほとんどわからないでしょ。

○委員（大久保健一君） 見てもわからないと思う。

○委員（黒島竹満君） だけど説明をきちんとやっぱりここにはこういうものがあって、ここにはこういう水槽があって、そしたらそのタンクは1日100tも使うタンクっていったら相当なタンクだよ。100tも貯めるタンクはとんでもないタンクだよ。だからそういうこともちゃんと説明したらいい話じゃない。だけど今の状況だったら全くわけがわからない状況だっけさ。本当に100tも貯めるタンクといったらとんでもない話。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 処理量としては100t。1日に100tの浄水が可能な処理量だということで、タンクを100t作るわけではなくて、常に使ったものに処理したものを追加で貯めていくということですので、最低必要なタンクの量をそちらに現在も使っています。現在は20tタンク。10tタンクを2つ付けています。それでこの10tタンクの二つが処理能力が低下して濁水することがあるということです。

現在これを飲み水として使おうと考えているのは、今度は15tタンクを付ける。20tから15t。現在使っている10tタンクは再利用できるので、その10tタンクを濁水用で再利用する。残りの10tタンクは非常用で再利用するということで使えるものは使うという考え方で設計をお願いしていますので、そこの部分は100t貯めるのではなくて、今言ったような再利用した中でのタンクの設置を考えているという状況です。

あとそれと使用水量100t以上ということで、これは実際にデータとしていただいていますので、間違えではないと思っています。あとは、その施設でもっての使い方によるのかな

と思いますので、その辺については100tが多いかどうかはちょっとなんとも議論はできないのかなと思っています。

それと川からの湧水という部分であります。先ほども鉛川の環境をお話させていただきましたが、川水を使用できれば、おそらく当時から全て川水で賄っていたんじゃないかと私は思っています。ただそれをどうしても鉱物類や異物が上流のほうに行くと川の縁に色が変わっている状況があったりだとか、登山道まで行く間の沢水の色が変わっているだとかそういった状況があったので、おそらくは川の水は使えないという判断で、当時から現在まで至っているという状況にあるのかなと認識しています。

○委員（黒島竹満君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 黒島さん。

○委員（黒島竹満君） そしたらさ、温泉の成分と川の成分と分析して温泉に入っている成分と今の川の成分をちゃんと分析した結果だとかもあるの。結局、温泉というのはさ、下からそれこそ鉱物だとかそんなのも出てきてるから、温泉というのは。だからそれ以上のものが川に流れているのかどうなのかとか、そういうそれこそ比べる調べる部分というのは1回かしたことあるの。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 温泉の成分に関しては、10年に1回ですね、成分調査というのが決められておりますので、町のほうで持っている温泉ですから、こちらは成分は分析しています。ただ川に関しては、分析調査しなさいって何物もありませんので、川に関して分析調査をしてというのは押さえてないです。

○委員（黒島竹満君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 黒島さん。

○委員（黒島竹満君） 川水を使おうとしたときにだよ、結局、今の水が湧水したり足りなくなったりすることもあるし、温泉のお湯というのはさ、下から上がってきているいろんな鉱物が入ってきてるわけだよ。だから温泉に入れるくらいだったら、なんも川水でも大丈夫じゃないかと思うから、だからそれこそ調査したのかいって話をしてる。だから入れるとしたらだよ。それと今の100t使うのであれば、結局湧水するからその分を容量多くしなければならぬわけだよ。最低でも50tやそらのタンクは付けておかないとならない話。100t使うのにさ。それが20tだとか今言うとおりの。そのタンクだってどういうタンクなのか、コンクリートのタンクなのか、それによってもタンクの金額だとか変わるわけだからそういう部分をきちんと図面ができてるなら、図面くらい出すべきじゃないのかいって話をしてる。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 図面に関しては前回の委員会でも横田委員のほうからどうなのかって話でお話をいただきましたが、そのときにもお答えしていますが、建物を建ててイメージ図を出すのとこれは違うのかなって私思っています。それでもって設計が上がっていて、それでこれから予算化されますがまだ予算化もされていない状況にあって、予

算化されたら入札なりなんなりが執行されると思うんですが、その前段階で詳細のものを
出すことによって、前回もお答えしましたが議員の皆さんもそれが知り得るんですが、それ
が外に出て違う、あまり考えたくないんですが、事業者さんの手に渡って、そしてそれが悪
い方向に作用されると。その結果、あまりよろしくない結果になるんじゃないかというのも
想定されるということをお考えたら、今要求されていますが、町としては出すべきか出さない
べきかとお考えたときに出さないって判断になると思います。ご理解をしていただきたいと
思います。

○委員（黒島竹満君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 黒島さん。

○委員（黒島竹満君） まあそういう考えを役所は、役所の考え方があるんだけど、今
まで図面が出てきたからと言って、それがそのほかのほうに回ったりなんだりしておかし
くなるとかね、そんなことはあり得ないと思うんだよね、まずは。それと結局、概算予算で
あろうとも、ある程度の図面化をしないと概算予算も出てこない。だから予算を付けるため
の概算予算というのはあるわけだけさ。そのときに既に仮の図面や仮の方法だとかいろ
んな方法を考えてそして予算を作って、そして提案してくるわけでしょ。それが本当に予算
化されて、決定してからさらにまた検討して、入札に公募かけるわけでしょ。だから前の時
点だから、だからそういうそこまで考える必要はないんじゃないのと思うんだけど。だ
って実際にあんたたち予算組んできて3億なんぼも出してきてるけれども、実際に議員の
人達本当にその何が建物になんぼかかるのか、そういった部分が分からないわけだから。

まず、とりあえずは●●にこの●●する使用料がそれこそ大きすぎるんじゃない。そうい
う部分ももう少しちゃんと調べてください。他所の施設のこともあるから、他所でそしたら
なんぼ使ってるんだって、町に金払ってるんだから、銀婚湯さんだって10年くらい前でし
よ、町水道通ったの。その前までは多分自分のところで用意して、自分のところで沢水なり
井戸なり掘ってやってきてるわけだ。だからそういった部分でもうちよつとそういう部分
をきちんと本当にそれだけ本当に必要なのか、それによって機械だって設備だって変わっ
てくるでしょ。ちゃんと調べて次のまた今、今回そういうものを請求して出してもらおうよ
うに。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 今の処理量の部分だと思うんですが、現在の設備が処
理量 100 t で能力が落ちて 90 t って説明を先ほどしましたが、これで渴水することがある
ということですので、現在の 100 t を維持できれば、少なくなると貯め込む、少なくな
ると貯め込むという、タンクにため込む浄水の装置ですから、100 t あれば通常問題がない
と。処理量としてですね。これが、たとえば 200 t 必要だとなったら今、黒島副議長からご
指摘のあったようなことで、それは検討しますといったことになると思いますが、100 t 現
在あるものを 100 t 維持するということですので、これを下げるとなると渴水になるという
状況です。それで最大使って 140 t 程度。それで平均すると 80 t 程度となりますので、最低
で先ほどの 14 t と言いましたが、これは極端だと思いますが、平均でだいたい 70 t から 80

t程度になりますので、そういったことを考えたら現在の装置を維持するといった考えで私は妥当じゃないのかなというふうに思っております。

○委員（黒島竹満君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 黒島さん。

○委員（黒島竹満君） だからとりあえずさ、この今の本当にトン数が1日当たり何トン使わないとならないのか、施設もあるんだから、その施設に使って飲料水であれば何トン、それこそ湧水に使う水であれば何トンとかって出てくるはずだから、だからきちんとそういうのをちゃんと資料として、それと今後図面がこういう図面、予算はいいとして図面くらいは出せるんじゃないかと思うんですね。出せるのか出せないのかその辺はもう一回検討してほしいなど。

《 休 憩 》

《 再 開 》

○委員長（安藤辰行君） 再開いたします。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 図面のほうになります、今、建設課のほうに確認をしましたら、設計の図面しかないということですので、それに関しては提供することはできないということでご理解をしていただきたいということ、使用水量については、個々の施設の使用水量は、当然申し上げることはできませんが、類似施設で今ちょっと確認、担当課に確認したら、同等の使用水量は使っているという状況にあるということだけをお伝えしたいと思います。なので、あそこの鉛川の施設だけが多いというわけではなくて、同等の使用水量を使っているということでご理解をお願いしたいと思います。

○委員（黒島竹満君） ここは違うと思う。同等の水量なんて使われないって。資料さ、やっぱり出してもらわないと駄目じゃないの。

○委員長（安藤辰行君） よろしいですか。ほかに。

○委員（横田喜世志君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 横田さん。

○委員（横田喜世志君） さっき1日約80t使っているということで、多すぎるんじゃないかと質問したけれども、水道料、おぼこ荘のほうに水道料費っているんだけど、それって単価なんぼなんですか。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 水道に関しては月額3万8,700円になります。

○委員（横田喜世志君） 単価。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 月額です。

○委員（横田喜世志君） 単価。月額ではなくて単価。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 町の水道として供給していると1トンあたりいくらとなるんですが、ここは沢水を使っているとなるので、そういったトン数の数え方ではなくて。

○委員（大久保建一君） 制限はなく月額いくらって。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 月額いくらとしています。

あとそれともう一つ、使用水量、先ほど同等程度とお答えしましたが、もう少し踏み込んだら、鉛川のほうは類似施設より少ない水量を使っている状況になります。

○委員（倉地清子君） はい。

○委員長（安藤辰行君） 倉地さん。

○委員（倉地清子君） これは多分、以前何回も聞いていることなのですが、休業補償の話になるんですが、1日当たり12万236円の人件費で、だいたい月に20人くらいで少なくとも18人とおっしゃっていましたが。日によってお客さんが入らないときがあつて14tとか水道使用とっていることは、その日によっては人件費の人数や、あと人で単価が違うと思いますが、そういうのをきっちりと精査したうえで合算した金額ですか。確認なんです。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 委員長、商工観光労政課長。

○委員長（安藤辰行君） 商工観光労政課長。

○商工観光労政課長（井口貴光君） 休業補償の算定の仕方ですが、人件費に関しては昨年、令和4年度の申告している金額をお聞きしています。それで年間になりますので、それを平均して月額を求めている。それで人件費としてカウントするといった積算になります。ですので、多い月もあれば少ない月がある中での平均を出して積算している状況となります。

○委員長（安藤辰行君） ほかになければこれで終わりたいと思いますが、よろしいですか。これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

【商工観光労政課職員退室】

○委員長（安藤辰行君） それではこの件について皆さんにお諮りしたいんですが、これまでの委員会の中でも委員外議員から異議のある発言が多く出されておりましたので、この件を全員協議会に委ねて、全議員で協議する必要があると判断しますが、これについて異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○委員長（安藤辰行君） 異議なしと認めます。

それでは、この件については全員協議会に委ねることと決定いたしました。

◎ その他

○委員長（安藤辰行君） それでは最後のその他。

○議会事務局次長（成田真介君） 次回の委員会の開催ですが、2月8日木曜日、午前10時からとなりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（安藤辰行君） これをもちまして委員会を終わりたいと思います。

〔閉会 午前11時21分〕